平成２４年（フ）第４０１号
高知県高知市西秦泉寺72番地３　ハイツＭⅡ―303号、申立時の住所高知市長尾山町16番地30
債務者　西元　史夫
1　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６３８号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地６街区３棟101号
債務者　國分　明美
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６３９号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地６街区３棟101号
債務者　國分　秀征
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６４８号
埼玉県三郷市花和田７番地１　レジデンス三郷Ⅱ号館103号
債務者　東　　誠
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６４９号
埼玉県草加市稲荷３丁目11番16―101号
債務者　堤　真理子
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第７５８号
埼玉県川越市砂新田５丁目８番地１
債務者　小助川篤吏
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３９５号
奈良市法蓮町417番地の１　ルネ新大宮104号
債務者　天野芳子こと　天野ヨシ子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４０１号
奈良市法華寺町30番地の６　いせやハイツ301号
債務者　辻内　一雄
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４１７号
奈良市芝辻町２丁目５番３―205号
債務者　斉藤　公孝
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４２０号
奈良市富雄元町２丁目７番25―807号
債務者　檜垣　智之
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第８４号
福岡県京都郡苅田町大字集2680番地　日産二又社宅Ｄ棟104号
債務者　瀧端　美佐（旧姓田畠）
1　決定年月日時　平成24年11月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第４９号
岩手県奥州市水沢区姉体町字北白山48の１、住民票上の住所岩手県気仙郡住田町上有住字土倉298番地２
債務者　藤井　　清
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第５０号
岩手県奥州市水沢区字小石田149番地４
債務者　高橋　美行
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第５３号
岩手県奥州市水沢区真城が丘２丁目11番地７
債務者　那須川一彦
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第７５７号
埼玉県川越市三光町33番地３　川越フラワーホーム402号室
債務者　井澤　広行
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７６４号
埼玉県ふじみ野市上福岡３丁目８番22号　美鈴ハイツ201
債務者　渡辺　光夫
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７７７号
埼玉県坂戸市大字片柳1660番地２　小峰ハウス１号室
債務者　山口さゆり
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部